

伊達市 保原総合公園施設長寿命化計画

令和8年4月

福島県 伊達市 建設部 都市政策課

1. 都市公園整備状況

(2026年2月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
1	16.45ha	3.07m ²

2. 計画期間（西暦）〔2026年度～2035年度（10箇年）〕

3. 計画対象公園

(1) 種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1

(2) 選定理由

計画対象公園は、多目的広場や運動施設、遊戯施設、トイレ、駐車場、園路等を擁する総合公園であり、地域住民だけでなく、市外からの来訪者も多く、レクリエーション・スポーツ・地域行事等の多様な機能を一体的に提供している。しかし、設置からの経年に伴い、複数箇所で補修・改修を要する劣化が確認されており、利用者からの補修・更新要望も多数寄せられている。過去の大規模更新が限定的であることに加え、市としては限られた予算のなかで効率的なストックマネジメントを進める必要があるため、本公園を優先的に計画対象とすることが適当であると判断した。

4. 計画対象公園施設

(1) 対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
0	0	11	22	62	0	6

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
0	0	0	101

(2) これまでの維持管理状況

これまでに、保原総合公園では全ての公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、指定管理者による維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行ってきた。遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。

この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

(3) 選定理由

本計画では、限られた財源の有効活用を最優先に考慮したため、当該公園内の全施設から「安全性リスク」「利用頻度」「機能重要度」等を総合評価し、優先的な対策が必要な施設群のみを計画対象とした。具体的には、利用者の安全に直結する遊戯施設、運動施設、便益施設、休養施設、及び公園の機能維持に不可欠な主要構造物を優先的に選定し、予防保全を基本とした長寿命化対策とライフサイクルコストの最適化を図るものとする。

なお、本市では2026年度に公園施設長寿命化計画を以下の内容の通り策定した。

年度	内容
2026 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の安全点検の実施 ・遊具の安全点検の実施と健全度・緊急度判定の実施 ・一般施設、建築物、土木構造物、設備等の健全度調査の実施及び健全度・緊急度判定の実施 ・当該公園施設を対象とした公園施設長寿命化計画の策定

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2025 年 9 月から 2025 年 11 月までの期間に実施した。

対象施設は以下の通りである。

(1) 一般施設、土木構造物、建築物

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。

また、直近で定期点検が実施された施設については、その結果を健全度調査の基礎資料として利用した。

(2) 遊具等

公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。

(3) 各種設備

法令等で点検が必要な施設について、点検を実施したが大きな異常は確認されなかった。

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (67)	0	44	14	9	
b. 遊具等 (19)	0	9	10	0	
c. 土木構造物 (1)	0	1	0	0	
d. 建築物 (14)	0	7	7	0	

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

「考慮すべき事項」は、公園の「利用者数」「公園管理者・利用者からの要望」「地域的価値」という観点から設定した。特に「地域的価値」について、公園のランドマークとして、地域のブランド性の確立や来訪動機の創出、地域の認知度向上として重要な役割を担う施設が、長期にわたって利用停止となれば、公園全体の魅力低下と来訪者数の減少を招きかねないため、そのような「地域的価値」を維持・向上するための対策については優先的に行う考えである。

(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (67)	9	14	44
b. 遊具等 (19)	1	9	9
c. 土木構造物 (1)	0	0	1
d. 建築物 (14)	2	5	7

7. 対策内容と実施時期

(1) 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、指定管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、利用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等

- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

その他設備等

- ・法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

(2) 公園施設の長寿命化のための基本方針

① 予防保全型に類型した施設

a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物

- ・可能な限り健全度がB判定の時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・事後保全・予防保全の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本とする。
- ・計画期間中に使用見込み期間が終了する公園施設に係る対策を検討するに当たっては、周辺地域における将来人口、年齢構成の変化、一定の誘致圏内における機能の重複、都市公園が設置されているエリアの位置づけ等を踏まえ、撤去・更新の他、複数の公園を対象とした再編・集約化も含めて検討する。

b. 遊具等、その他設備等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

② 事後保全型に類型した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の撤去・更新を行う。
- ・使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1倍を基本とする。
- ・計画期間中に使用見込み期間が終了する公園施設に係る対策を検討するに当たっては、周辺地域における将来人口、年齢構成の変化、一定の誘致圏内における機能の重複、都市公園が設置されているエリアの立地適正化計画上の位置づけ等を踏まえ、撤去・更新の他、複数の公園を対象とした再編・集約化も含めて検討する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」(様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」)による

9. 対策費用 (金額は直接工事費のみ)

①概算費用合計(10年間)【②+③】	676,976千円
②予防保全型施設の概算費用合計(10年間)	616,996千円
③事後保全型施設の概算費用合計(10年間)	59,980千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	67,697千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は1,650千円である。

11. 計画の見直し予定

(1) 計画の見直し予定年度：〔2031年度〕

(2) 見直し時期、見直しの考え方など

- ・ 次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
- ・ 公園の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を実施する予定。